

再発防止策等に関する職員の意識啓発の取組み

（「事故の再発防止に向けた対策」P4, P5より抜粋）

（４）再発防止策の実効性を担保するための方策

①職員への意識啓発の徹底

（ア）再発防止策を周知徹底するための職場研修

- ・今回の再発防止策を全職員に浸透させ、確実な実施を確保するため、再発防止策に関する特別職場研修を全職場で実施する。研修内容としては、再発防止策の周知徹底はもちろん、不適正な事務執行に関する事例検討など、職員一人ひとりが自らの問題として自発的に考える題材を盛り込んでいく。

（イ）各種研修での意識啓発の徹底

- ・階層別研修（新規採用職員研修、3・4級職員研修、主任昇任研修、係長昇任時研修等）や、会計事務研修や基礎実務研修等の経理事務に関連する研修において、コンプライアンスの徹底や公務員倫理等の内容の充実化を図り、経理事務に関するルールの遵守を徹底し、法令遵守の意識啓発に努める。
- ・また、監査委員による定期監査等での指摘事項に関しても、職員研修等を利用して周知啓発していく。

（ウ）経理処理に関する相談体制の充実

- ・これまで、経理事務に携わる職員が抱える制度運用の問題点や疑問点に関する個々の相談に応じてきたが、今後も適切に対応していくとともに、相談・回答内容を全職員に向けフィードバックするなどの充実を図っていく。

1. 再発防止策及び新たな専決調達事務の周知啓発を目的とする研修の実施

（１）事故の再発防止に向けた新たな専決調達事務の職員研修

- ①概要：「新たな物品専決調達手続」を含む事故再発防止策を全職員に浸透させ、確実な実施を徹底するための職場研修実施に際して、その講師となる課長級を中心に研修を実施
- ②日時：平成22年7月14日～16日（3日間）で午前と午後に分け6コースを開催
- ③対象者：すべての課長級職員（必須）、事務担当の係長級職員及び担当職員で希望者
- ④受講者数：769人（部長級職員：28人／課長級職員：512人／係長級職員：78人／担当：93人 他）
- ⑤内容：
 - ・「事故の再発防止に向けた対策」の策定経緯
 - ・事故の再発防止に向けた所属での新たな専決調達事務
 - ・内部牽制機能（検査等）の充実・強化の取り組み
 - ・今後の取り組み
 - ・職場研修の実施について

(2) 事故の再発防止に向けた対策に関する職場研修

- ①概要：上記の(1)の研修を受けた課長等が講師となり、「事故の再発防止に向けた対策に関する職場研修」を全職場で実施し、再発防止策(新たな専決調達事務)の周知徹底
 - ②研修実施期間：平成22年7月20日～平成22年7月23日
 - ③受講対象者：所属職員全員(嘱託職員及びアルバイト職員を含む)
 - ④内容：(1)の研修で配布した資料に基づき再発防止に向けた新たな事務処理の周知
- ※なお、職員研修の結果に関しては、その実施結果を監察室に報告

【参考】定例の階層別研修等での再発防止策の周知

- 平成22年7月20日開催の係長昇任時研修(約200名参加)の中で「コンプライアンス」と題して不適正経理の再発防止策を中心に研修実施
- 平成22年10月6日開催の主任昇任時研修(220名参加)の中で「経理事務に関するコンプライアンス」と題して不適正経理の緊急内部調査結果及び再発防止策を中心に研修実施
- 平成22年12月16日開催の中堅職員研修(26名参加)の中で「経理事務に関するコンプライアンス」と題して不適正経理の緊急内部調査結果及び再発防止策を中心に研修実施

2. 研修以外の周知啓発

- (1) 職員向けの庁内誌(月刊「10月号」,「11月号」)に「新たな専決調達事務処理の概要」や「不適正な経理処理に関する緊急内部調査結果(概要)」を掲載
- (2) 職員向けの庁内イントラを活用して、研修資料や発注書等の書式とともに、各所管課から寄せられる新たな事務処理に関する質疑及びその回答を掲載